

令和元年度 第7回柿崎区地域協議会 次第

日時：令和元年10月15日(火)午後6時
場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

(1) 柿崎区地域協議会委員研修について

日 時：

会 場：

内 容：

5 報告事項

(1) 公の施設の使用料改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料No.1

(2) 今後の「公の施設の再配置計画」の取組について・・・ 資料No.2-1、No.2-2

(3) 「柿崎区内における公共交通の在り方に関する意見書」に対する
回答について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料No.3

6 その他

・第8回柿崎区地域協議会の開催について

日 時：令和元年11月19日(火)午後6時～

会 場：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

7 閉 会

1 使用料改定の背景・目的

- ・公の施設は、行政サービスの一環であり、公費と施設を利用する皆さんからの使用料によって、施設の維持管理を行っています。
- ・施設の老朽化や利用者数の減少等の環境変化を反映させる必要があるとともに、本年10月から消費税率が引き上げられました。
- ・このような背景を踏まえ、利用者負担の適正化を図るため、使用料の改定を行います。

2 使用料算定の考え方

- ・施設の区分に応じて考え方をまとめ、維持管理費の二分の一を負担していただくことを基本に使用料を算定しています。
- ・使用料の増額改定に伴い、施設を利用する皆さんの急激な負担増や、増額に伴う利用控えの影響を少なくするため、増額の幅が最大でも1.2倍程度となるよう調整しています。

現行使用料（単価）	調整率
1,000円以下の施設	現行使用料の1.2倍
1,000円を超える施設	現行使用料の1.1倍

・算定の考え方等

基準	算定の考え方	施設の区分	算定例
A	・維持管理費の状況を踏まえた利用者負担となるよう算定しています。 ・現行使用料に調整率を乗じた額としています。	貸館施設 体育施設	市民プラザ 会議室 1時間当たり 現行使用料 700円 700円×1.2倍=840円
B	・地域の集会施設などについては、どの地域でも同程度の単価となるよう算定しています。 ・部屋の機能に応じ、1㎡当たりの平均単価に各部屋の面積を乗じた額と、現行使用料を比較し、算定しています。	地域の集会施設	高士地区公民館 調理室 1時間当たり 現行使用料 160円 1㎡の当たりの平均単価 4円×45㎡=180円
C	・消費税率の改定に対応して、税の引上げ相当分を加算するなどして、算定しています。	既に適正な利用者負担がなされている施設等	総合体育館 1時間当たり 現行使用料 1,500円 1,500円+2% (27円) =1,530円

3 改定使用料案

- ・改定する使用料は、現行使用料に対して消費税率引き上げ相当分(約2%)から最大でも1.2倍程度の引き上げを行います。
- ・詳細は別紙「改定使用料案の新旧対照表」を参照してください。

4 改定予定時期

- ・市議会12月定例会に関係条例の改正案を提案し、議会での議決を前提として、令和2年4月1日以降の利用から改定後の使用料の額を適用します。

改定使用料案の新旧対照表(柿崎区)

施設名	区分	算定基準	単位	現行使用料 (税込・①)	改定額案 (税込・②)	差額 (②-①)	倍率 (②/①)
かきざき福祉センター	大会議室	B	1時間	640	660	20	1.03
	小会議室		1時間	300	310	10	1.03
	和室		1時間	240	250	10	1.04
	研修室		1時間	150	160	10	1.07
七ヶ地区 コミュニティセンター	大会議室	C	1時間	100	110	10	1.10
	小会議室		1時間	100	110	10	1.10
	集会室		1時間	330	340	10	1.03
	調理実習室		1時間	100	110	10	1.10
柿崎地区公民館 川西分館	小集会室	B	1時間	100	110	10	1.10
	中集会室(1階)		1時間	190	220	30	1.16
	中集会室(2階)		1時間	160	170	10	1.06
	大集会室		1時間	440	530	90	1.20
	調理実習室		1時間	190	220	30	1.16
柿崎地区公民館 下黒川分館	小集会室(1階)	B	1時間	100	110	10	1.10
	小集会室(2階)		1時間	100	110	10	1.10
	中集会室		1時間	160	170	10	1.06
	大集会室		1時間	440	530	90	1.20
	調理実習室		1時間	230	260	30	1.13
柿崎地区公民館	第1会議室	B	1時間	290	300	10	1.03
	第2会議室		1時間	200	210	10	1.05
	学習室		1時間	380	390	10	1.03
	視聴覚室		1時間	340	350	10	1.03
	第1講座室		1時間	160	170	10	1.06
	第2講座室		1時間	160	170	10	1.06
	集会室		1時間	760	880	120	1.16
	談話室		1時間	120	130	10	1.08
	コミュニティルーム		1時間	230	240	10	1.04
	ふれあいルーム		1時間	400	480	80	1.20
	柿崎就業改善センター		大会議室	B	1時間	400	420
小会議室		1時間	120		140	20	1.17
調理実習室		1時間	120		150	30	1.25
談話室		1時間	100		110	10	1.10
相談室		1時間	100		110	10	1.10
研修室		1時間	230		250	20	1.09
柿崎総合運動公園 (野球場)		A	1時間		400	480	80
柿崎総合運動公園 (グラウンド)	C	1時間	300	310	10	1.03	
柿崎総合運動公園 (人工芝グラウンド)	C	1時間	800	820	20	1.03	
柿崎第1庭球コート	C	1面1時間	250	260	10	1.04	
柿崎体育館	体育室	C	占用利用 1時間	400	410	10	1.03
	トレーニングルーム		1時間	300	310	10	1.03
	会議室		1時間	200	210	10	1.05

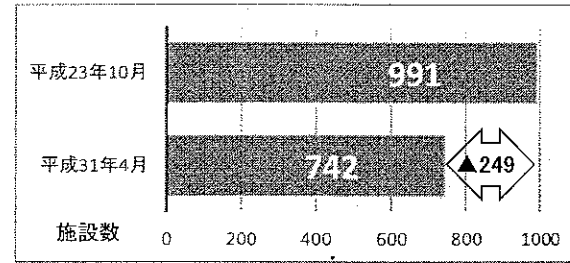
施設名	区分			算定基準	単位	現行使用料 (税込・①)	改定額案 (税込・②)	差額 (②-①)	倍率 (②/①)				
柿崎屋内水泳プール	占用利用			A	1時間	15,000	16,500	1,500	1.10				
	共用利用	一般	2時間につき		1人2時間	300	360	60	1.20				
			1月につき		1人1か月	1,200	1,440	240	1.20				
	共用利用	中学生以下	2時間につき		1人2時間	150	180	30	1.20				
			1月につき		1人1か月	600	720	120	1.20				
柿崎総合体育館	メインアリーナ	占用利用		A	1時間	1,500	1,650	150	1.10				
		共用利用	一般		2時間につき	1人2時間	300	360	60	1.20			
					1月につき	1人1か月	1,200	1,440	240	1.20			
		共用利用	中学生以下		2時間につき	1人2時間	150	180	30	1.20			
					1月につき	1人1か月	600	720	120	1.20			
	多目的フィールド	占用利用			A	1時間	1,350	1,490	140	1.10			
		共用利用	一般			2時間につき	1人2時間	300	360	60	1.20		
						1月につき	1人1か月	1,200	1,440	240	1.20		
		共用利用	中学生以下			2時間につき	1人2時間	150	180	30	1.20		
						1月につき	1人1か月	600	720	120	1.20		
	クライミングウォール	占用利用				A	1時間	1,000	1,200	200	1.20		
		共用利用	一般				2時間につき	1人2時間	100	120	20	1.20	
							1月につき	1人1か月	400	480	80	1.20	
		共用利用	中学生以下				2時間につき	1人2時間	50	60	10	1.20	
							1月につき	1人1か月	200	240	40	1.20	
	トレーニングルーム	共用利用	一般				2時間につき	1人2時間	300	360	60	1.20	
							1月につき	1人1か月	1,200	1,440	240	1.20	
			中学生以下				2時間につき	1人2時間	150	180	30	1.20	
							1月につき	1人1か月	600	720	120	1.20	
	コミュニティスペース	占用利用					A	1時間	600	720	120	1.20	
		共用利用	一般					2時間につき	1人2時間	300	360	60	1.20
								1月につき	1人1か月	1,200	1,440	240	1.20
		共用利用	中学生以下					2時間につき	1人2時間	150	180	30	1.20
								1月につき	1人1か月	600	720	120	1.20
	ミーティングルーム							1時間	300	360	60	1.20	
	控室							1時間	150	180	30	1.20	
	ステージ							1時間	230	280	50	1.22	
	ランニング走路	共用利用	一般					2時間につき	1人2時間	150	160	10	1.07
								1月につき	1人1か月	600	640	40	1.07
			中学生以下					2時間につき	1人2時間	70	80	10	1.14
								1月につき	1人1か月	300	320	20	1.07

今後の「公の施設の再配置計画」の取組について

公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

1 これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、平成31年4月1日現在、742施設となっています。



2 現状と課題

現状

○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。

(H31.4.1現在の人口：192,068人)

○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。(R2~R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

○公の施設の状況

多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。

(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)

合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

課題

○人口減少

○施設機能の重複する配置

○施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制

○施設機能の適正な維持

*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

公の施設の再配置計画(個別施設計画)について

1 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

2 基本事項

・計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

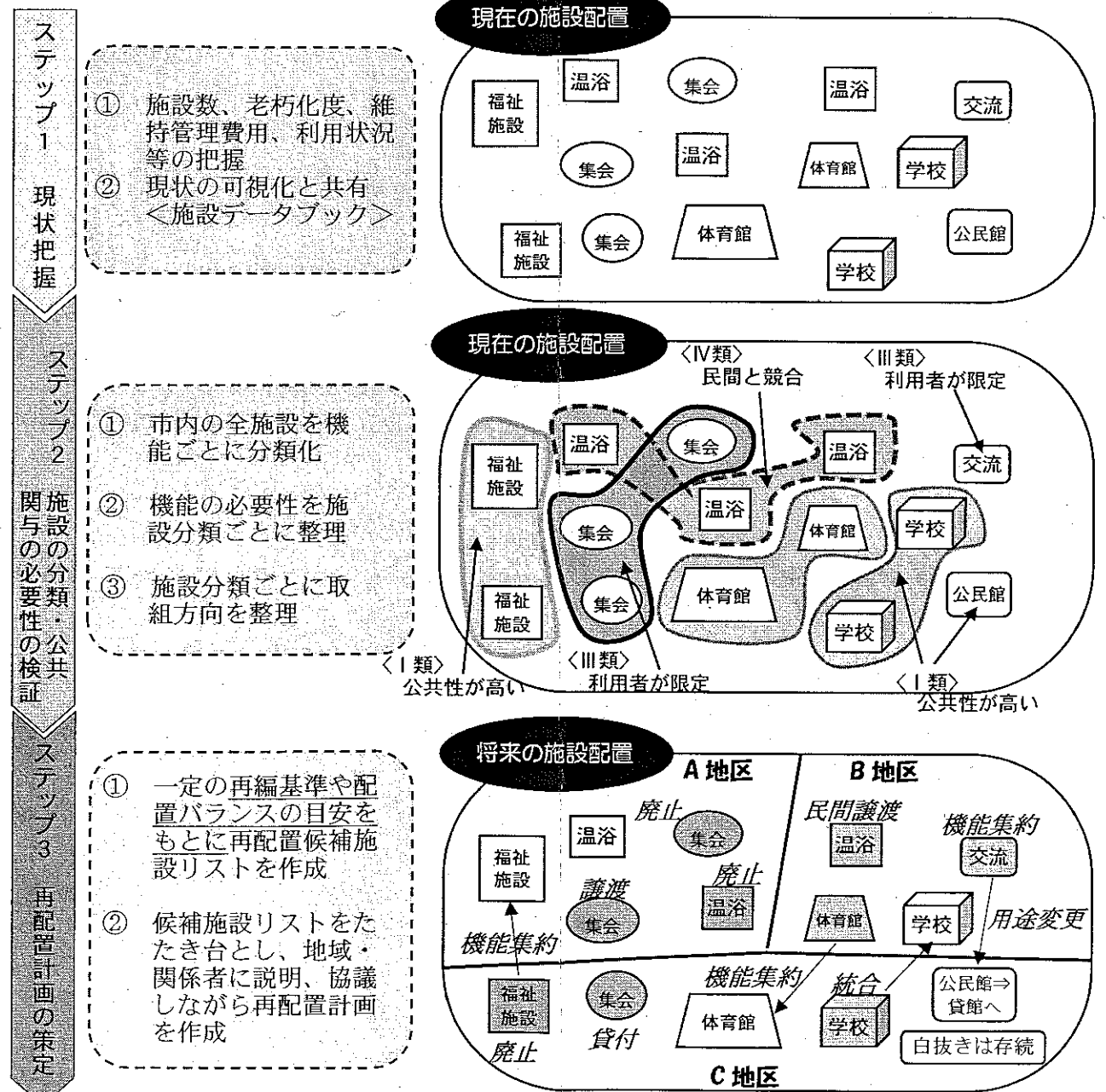
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
全体の計画期間(令和3年度から令和12年度)									
前期(令和3年度から令和7年度)					後期(令和8年度から令和12年度)				

見直し

3 今後の取組の方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止(休止) 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

4 今後の取組のイメージ



将来的な施設の配置について

今後、人口減少等による利用状況の変化などに対応するため、これまで地域自治区ごとに配置している施設を、複数の地域自治区で供用すること、また、複数の異なる機能の施設を集約することで維持管理費用の縮減を図ることが必要と考えています。

■施設一覧

【20柿崎】

通番	施設名	カテゴリー	建築 (設置) 年度	利用者数 (H26~28の 3か年平均) (人)	公費負担額 (H26~28の 3か年平均) (千円)
1	かきざき福祉センター	地域福祉拠点 施設	H16	15,082	6,593
2	頸北斎場	斎場	H4	-	24,490
3	柿崎第一保育園	保育園	S58	-	89,023
4	柿崎第二保育園	保育園	S60	-	70,286
5	下黒川保育園	保育園	S58	-	58,697
6	上下浜保育園	保育園	S49	-	55,013
7	臨海住宅	市営住宅	S57	43	14,869
8	木崎山住宅	市営住宅	S59	39	▲ 1,708
9	米山住宅	市営住宅	S61	28	▲ 1,416
10	朝日ハイツ	市営賃貸住宅	H11	5	221
11	柿崎第一学校給食センター	給食センター	S46	397	44,128
12	柿崎第二学校給食センター	給食センター	S52	397	41,830
13	柿崎ゲートボール場	屋外ゲートボ ール場	S59	1,574	90
14	柿崎保健センター	保健センター	S58	2,728	1,142
15	国民健康保険くろかわ診療 所	医療機関	H13	11,944	▲ 94,494
16	柿崎体育館	体育館	S57	7,996	1,613

通番	施設名	カテゴリー	建築 (設置) 年度	利用者数 (H26~28の 3か年平均) (人)	公費負担額 (H26~28の 3か年平均) (千円)
17	柿崎総合体育館	体育館	H10	64,722	47,595
18	柿崎総合運動公園(野球場)	野球場	S53	6,181	
19	柿崎総合運動公園(グラウンド)	多目的広場・グラウンド	S62	4,393	
20	柿崎総合運動公園(人工芝グラウンド)	多目的広場・グラウンド	H24	22,864	
21	柿崎屋内水泳プール	プール	S52	7,745	
22	柿崎第1庭球コート	テニスコート	S38	11,186	1,514
23	柿崎漁港	漁港	S52	37	4,004
24	柿崎大出口公園	中規模公園	H2	-	130
25	七ヶ農村公園	農村公園	H3	-	167
26	黒川農村公園	農村公園	H10	-	236
27	下黒川農村公園	農村公園	H10	-	197
28	諏訪児童遊園	児童遊園	S38	802	144
29	くろかわ児童遊園	児童遊園	S41	102	135
30	米山寺児童遊園	児童遊園	S41	367	97
31	三ツ屋浜児童遊園	児童遊園	S43	468	93
32	芋島児童遊園	児童遊園	S44	333	93
33	妙蓮寺児童遊園	児童遊園	S42	368	143

通番	施設名	カテゴリー	建築 (設置) 年度	利用者数 (H26~28の 3か年平均) (人)	公費負担額 (H26~28の 3か年平均) (千円)
34	馬正面児童遊園	児童遊園	S45	302	106
35	はまなす児童遊園	児童遊園	S53	302	174
36	百木児童遊園	児童遊園	S52	467	269
37	桃園児童遊園	児童遊園	S52	470	101
38	旭ヶ丘児童遊園	児童遊園	S54	300	229
39	上下浜東児童遊園	児童遊園	S57	1,422	102
40	三ツ屋浜袖畑児童遊園	児童遊園	S57	-	133
41	直海浜東畑児童遊園	児童遊園	S57	302	102
42	西脇児童遊園	児童遊園	S42	102	138
43	木崎山児童遊園	児童遊園	S42	368	92
44	柿崎地区公民館	公民館	S54	23,783	20,098
45	柿崎地区公民館川西分館	公民館	S62	5,752	1,246
46	柿崎地区公民館下黒川分館	公民館	S59	4,746	579
47	柿崎就業改善センター	貸館・交流施設	S56	3,664	851 (812)
48	(柿崎地区公民館黒川分館)	公民館			
49	大出口荘	地区集会施設	S57	23	190
50	七ヶ地区コミュニティセンター	地区集会施設	H4	4,306	745

通番	施設名	カテゴリー	建築 (設置) 年度	利用者数 (H26~28の 3か年平均) (人)	公費負担額 (H26~28の 3か年平均) (千円)
51	柿崎コミュニティプラザ	コミュニティプラザ	S58	12,257	14,478
52	柿崎マリンホテルハマナス	宿泊温浴施設	H7	30,668	39,787
53	高速道柿崎バス停駐車場	無料駐車場	S59	-	71
54	柿崎駅前駐輪駐車場	無料駐車場	H22	8,016	95
55	柿崎住吉駐車場	無料駐車場	H7	-	71
56	柿崎直海浜海岸駐車場	無料駐車場	S59	-	260
57	柿崎三ツ屋浜海岸駐車場	無料駐車場	H7	-	167
58	柿崎中央海岸駐車場	無料駐車場	H4	15,070	6,029
59	柿崎霊園	霊園	H16	-	▲ 454

※公費負担額において、併設されている施設の負担額は、主たる施設の負担額に合わせて計上。

下段の()は、上段の負担額のうち、併設されている施設の負担額。

※農業集落排水処理施設を除く。

人口・世帯に関する基礎データ集
(柿崎区)

平成29年4月改訂
上越市創造行政研究所

■ はじめに（データの定義・出所について）

このデータ集は、各地域自治区における人口・世帯数の概要をご紹介します。過去から現在までの変化や、上越市全体あるいは他の区との比較などを通じて、地域課題や今後の目標・方向性などを考えるための参考資料としてご活用ください。

なお、データの詳細な分析や二次利用などされる場合には、下記に示したデータの定義や出所にご留意ください。

- データの出所は国勢調査が中心であり、補完的に住民基本台帳などを使用しました。
国勢調査のデータは5年おきのため少し古い情報になりますが、実際に住んでいる人の数がわかり、その内訳の把握や全国との比較などにも便利です。
なお、国勢調査と住民基本台帳ではそれぞれ人口の定義が異なるため、値には若干のずれがあります。
- 国勢調査のデータは、2015（平成27）年が最新値です。
ただし、住民基本台帳を用いたデータ（図7・8）は現在集計中であるため、2010年までのデータを用いて作成しました。
- 地域自治区別のデータは、町丁字（住所）単位のデータを合計したものです。
実際の地域自治区は行政区（町内会）単位で構成されているため、合併前上越市の一部の区では、実際の値と若干のずれがあります。
- 将来推計人口は、あくまでも一つの目安であり、市の公式見解ではありません。
ある仮定条件に基づき比較的簡便な方法で推計した人口であり、実際の人口は今後の諸条件の変化や取組状況によって変わりうるものです。
特に、シナリオ①は最近の傾向が続いた場合の目安であるため、今後の地域づくりにおいてはこの状態を前提と考えるのではなく、シナリオ②で示したような目標を設定して取り組まれることを期待するものです。
- 「年」の定義は、データの種類によって異なります。
国勢調査のデータは10月1日基準であるため、このデータ集における人口増減の対象期間は前年10月～当年9月としています。
統計によっては年度（当年4月～翌年3月）や暦年（1月～12月）を対象期間とするものもありますので、他のデータ集と比較される際はご留意ください。
- このデータ集を加工・編集して二次利用することは避けてください。
引用される場合は、上越市創造行政研究所の作成である旨を明記してください。

人口・世帯に関する基礎データ集（柿崎区）

目次

1 人口

● 区の人口はどのように変化してきたか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

- 1 総人口の推移 柿崎区・上越市（1965～2015）
- 2 総人口の増減率の比較 市内 28 区（1965-2015）

● 区の人口を年齢別にみるとどうか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

- 3 年齢別人口〔3 区分〕の推移 柿崎区（1985～2015）
- 4 年齢別人口〔3 区分〕の比較 市内 28 区（2015）
- 5 年齢別人口（5 歳階級別人口ピラミッド） 柿崎区（2015）

2 人口増減

● どの年齢層でどのくらい人の増減があるか？

- 6 年齢別にみた人口増減 柿崎区（2010-2015）

● どの地域とどのくらい人の増減があるか？ 他の区と比較してどうか？

- 7 転入・転出先別にみた人口増減 柿崎区（2005-2010）
- 8 人口動態の比較 市内 28 区（2005-2010）

3 将来推計人口

● 区の将来人口はこのままのペースでいくとどうなるか？ 少し頑張るとどうか？

- 9 シナリオ① 最近の傾向が続いた場合の人口推移 柿崎区（～2055）
- 10 シナリオ② 持続可能な定住促進が実現した場合の人口推移 柿崎区（～2055）

4 世帯数

● 区の世帯数はどのように変化してきたか？ 上越市全体と比較してどうか？

- 11 総世帯数の推移 柿崎区・上越市（1970～2015）

● 区の世帯構成はどのように変化してきたか？ 他の区と比較してどうか？

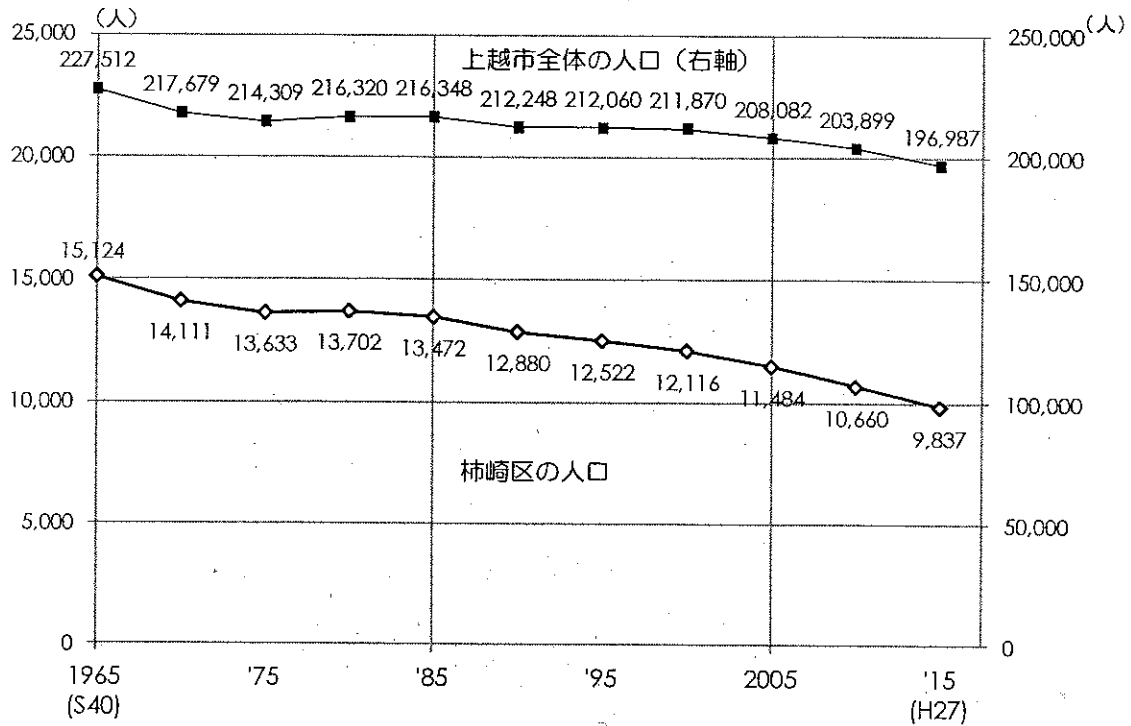
- 12 世帯構成の推移 柿崎区（1985～2015）
- 13 世帯構成の比較 市内 28 区（2015）

1 人口

● 区の人口はどのように変化してきたか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

図1 総人口の推移

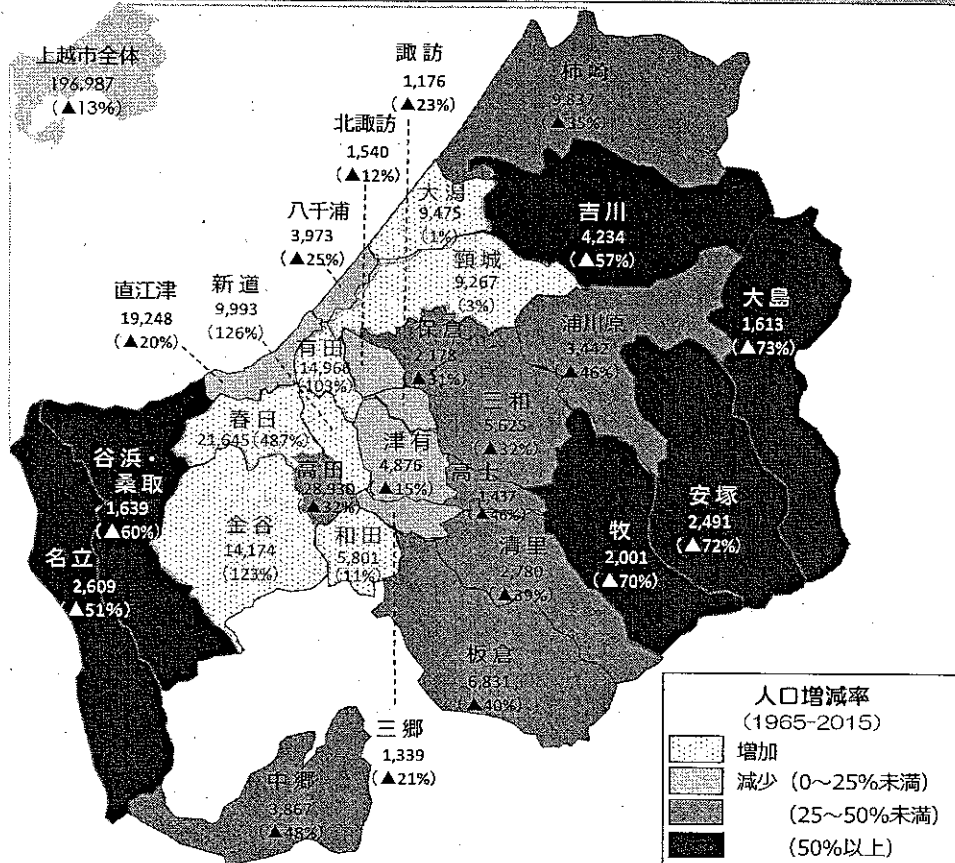
柿崎区・上越市 1965～2015



資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

図2 総人口の増減率の比較

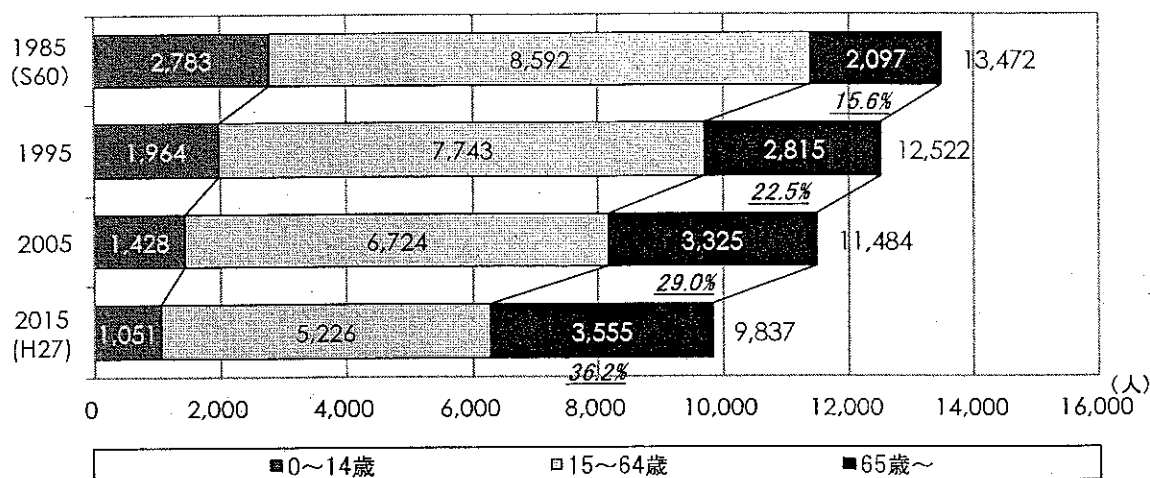
市内28区 1965～2015



資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

● 区の人口を年齢別にみるとどうか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

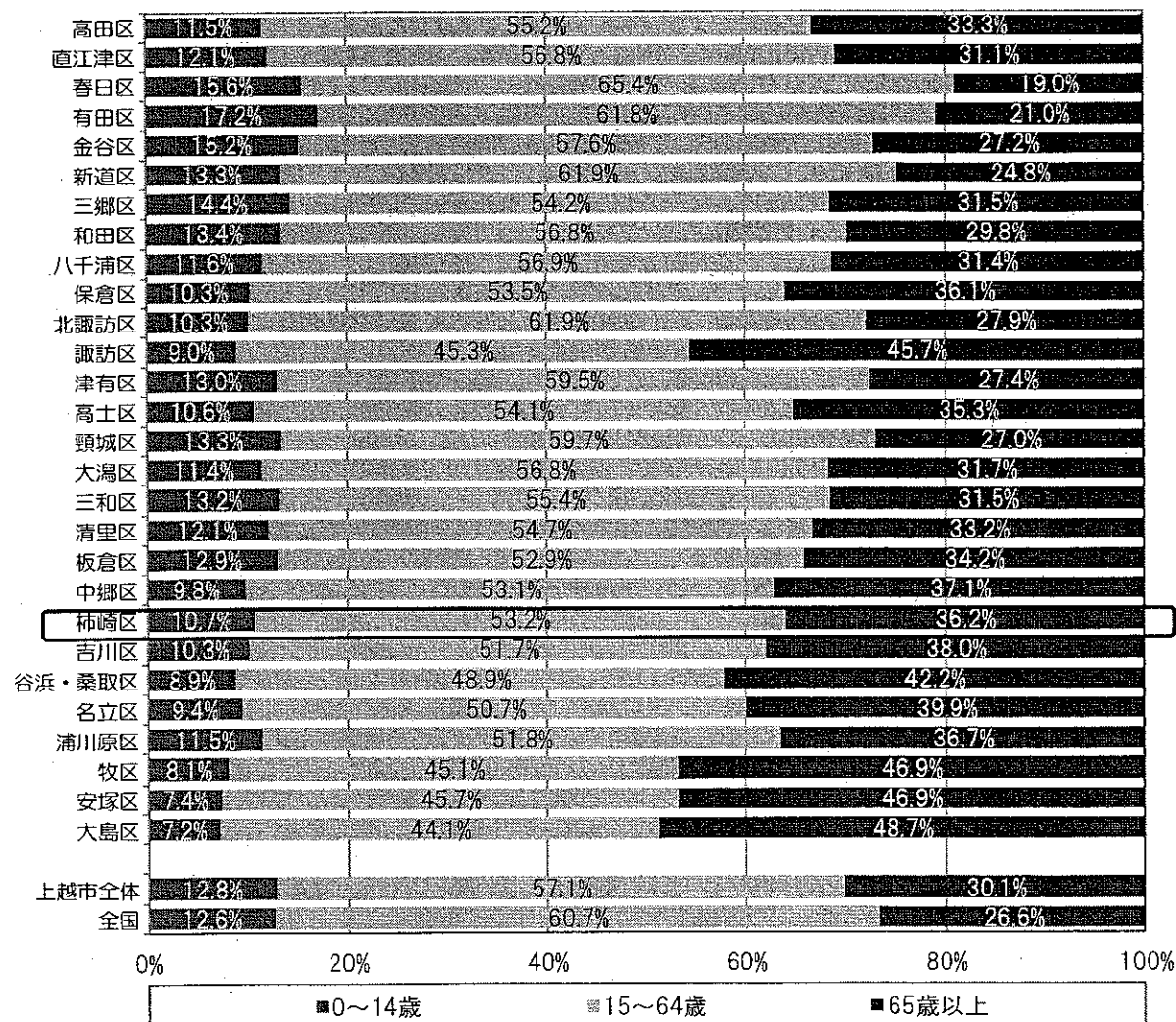
図3 年齢別人口（3区分）の推移 柿崎区 1985～2015



備考) % (下線表示) は高齢化率。合計値には年齢不詳分を含む。また、集計方法の制約上、数人程度の誤差が生じる場合もある (小地域集計の秘匿計算によるもの)。

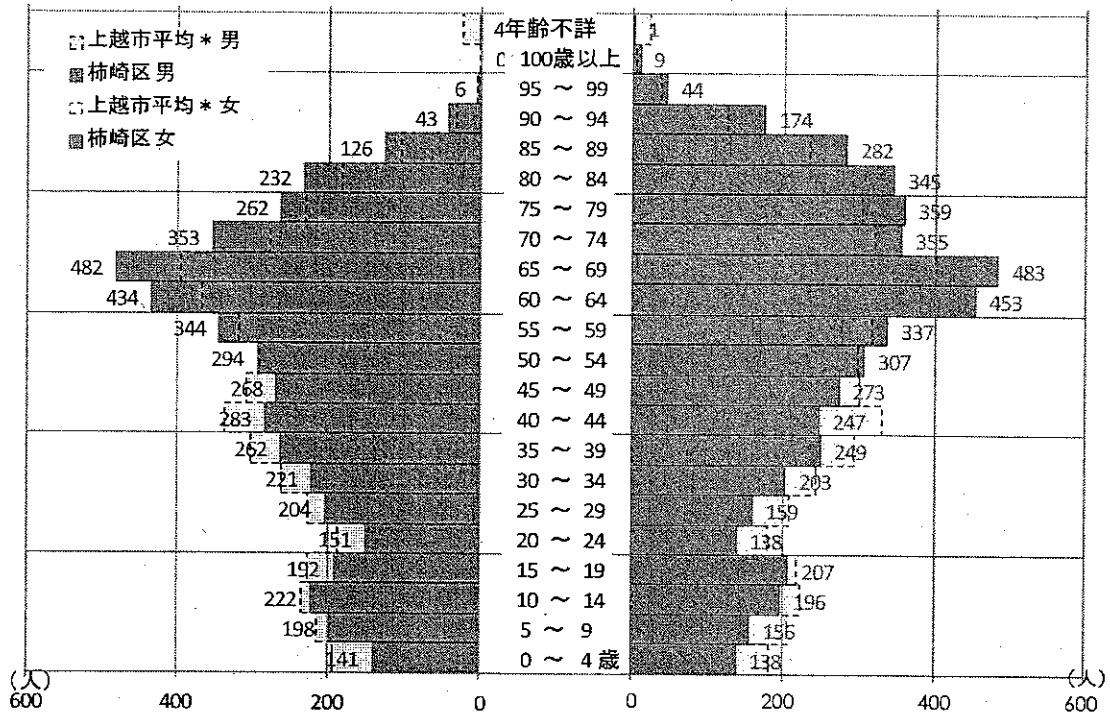
資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

図4 年齢別人口（3区分）の比較 市内28区 2015



資料) 総務省「平成27年国勢調査」をもとに作成

図5 年齢別人口（5歳階級別人口ピラミッド） 柿崎区 2015

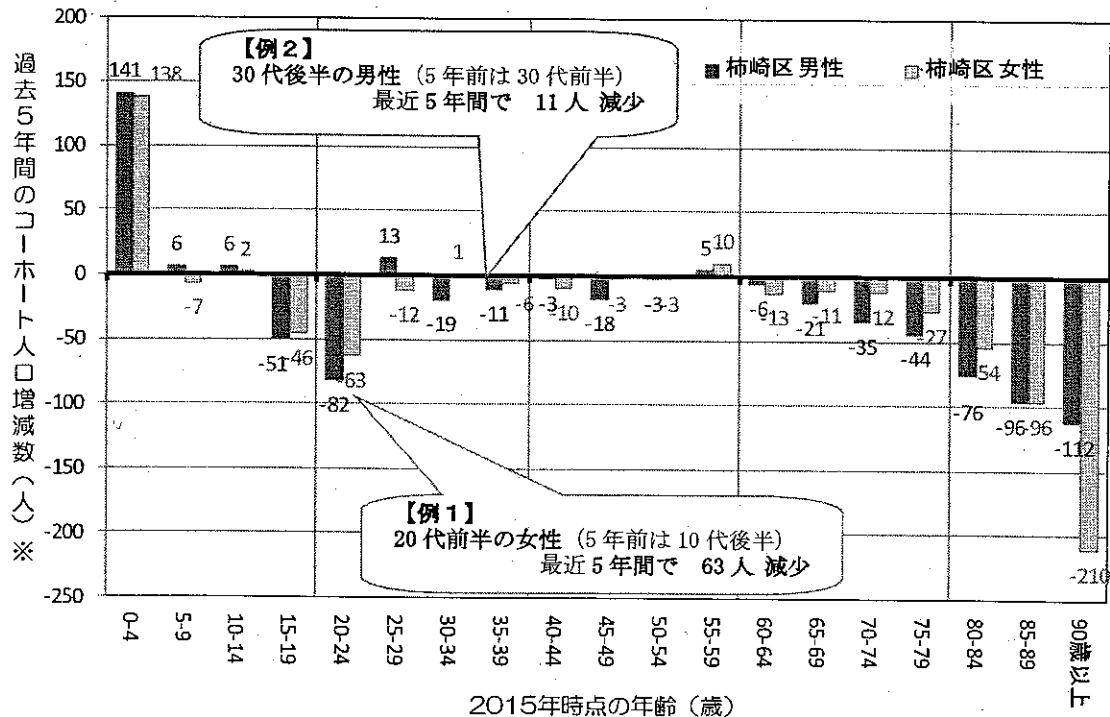


備考) 上越市平均* は、上越市の人口ピラミッドの形を地域自治区の人口規模に合わせて重ねたもの
 (年齢別の構成比率が、上越市平均に比べて高いか低いかを見るためのもの)
 資料) 総務省「平成27年国勢調査」をもとに作成

2 人口増減

● どの年齢層でどのくらい人の増減があるか？

図6 年齢別にみた人口増減 柿崎区 2010-2015



備考) ※は、5年前の5歳若い世代（すなわち同じ生まれ年のグループ）の人口と比較したもの。
 資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

● どの地域とどのくらい人の増減があるか？ 他の区と比較してどうか？

図7 転入・転出先別にみた人口増減 柿崎区 2005-2010

	転入	転出	差引
[県外]	338	493	▲155
北海道・東北	19	31	▲12
関東	197	303	▲106
長野県	32	36	▲4
中部(長野以外)	34	58	▲24
西日本	32	43	▲11
国外	24	22	2

	転入	転出	差引
[合併前上越]	225	384	▲159
高田	42	72	▲30
新道	11	23	▲12
金谷	14	19	▲5
諏訪	0	5	▲5
和田	5	18	▲13
津有	8	2	6
春日	39	70	▲31
三郷	2	5	▲3
高士	1	0	1
直江津	50	79	▲29
有田	35	60	▲25
八千浦	11	20	▲9
保倉	7	8	▲1
北諏訪	0	3	▲3
谷浜・桑取	0	0	0



合計	
転入	1,959
転出	2,366
不詳	0
社会動態	▲407

(転入・転出先不明分を含む)

参考	
出生	348
死亡	765
自然動態	▲417

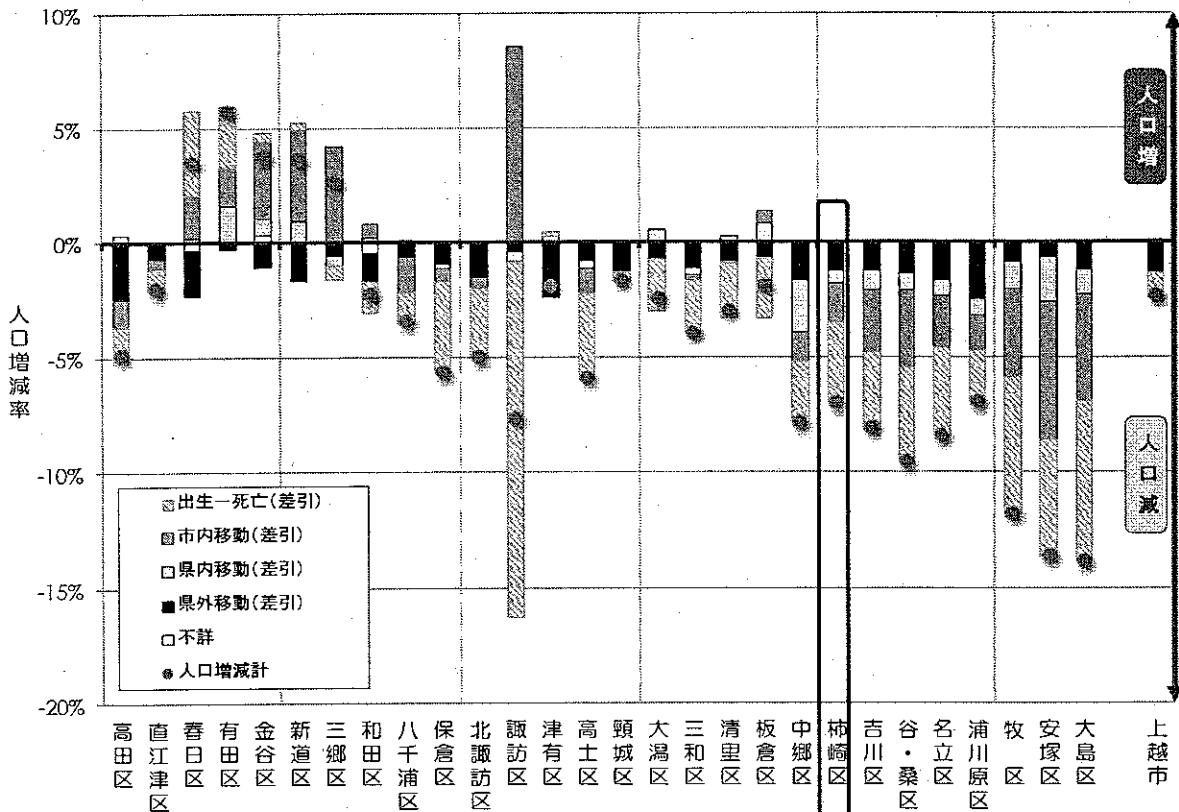
	転入	転出	差引
[県内]	312	376	▲64
下越(新潟市等)	102	150	▲48
三条・燕園	22	18	4
長岡圏	51	71	▲20
柏崎圏	67	79	▲12
魚沼・十日町圏	24	15	9
妙高市	21	21	0
糸魚川市	12	10	2
佐渡市	13	12	1

	転入	転出	差引
[旧13町村]	1,067	1,108	▲41
安塚	3	7	▲4
浦川原	7	6	1
大島	4	2	2
牧	1	3	▲2
柿崎	879	879	0
大湯	72	127	▲55
頸城	39	30	9
吉川	55	41	14
中郷	2	2	0
板倉	1	5	▲4
清里	0	1	▲1
三和	4	4	0
名立	0	1	▲1

※ 転入・転出の値には職権記載・消除分を含む。

資料)「新潟県人口移動調査結果報告」及び上越市住民基本台帳データをもとに作成

図8 人口増減の比較 市内28区 2005-2010



資料)「新潟県人口移動調査結果報告」及び上越市住民基本台帳データをもとに作成

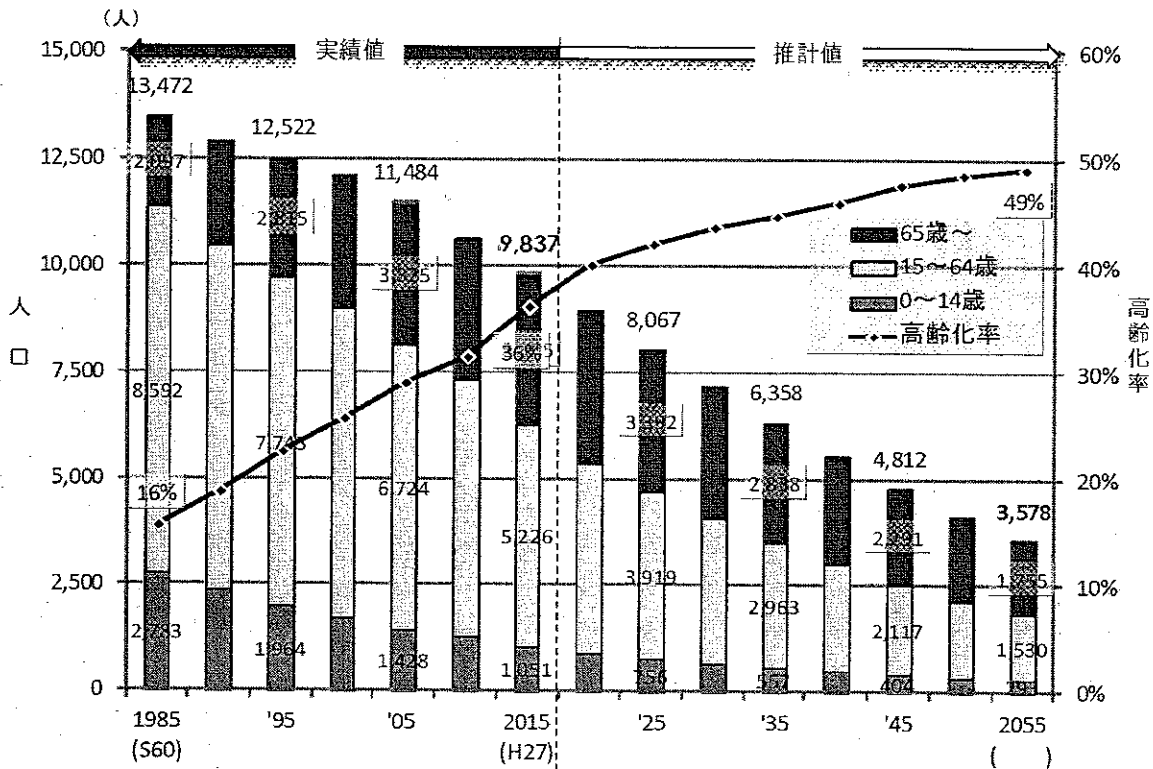
3 将来人口推計

- 区の将来人口はこのままのペースでいくとどうなるか？ 少し頑張るとどうか？

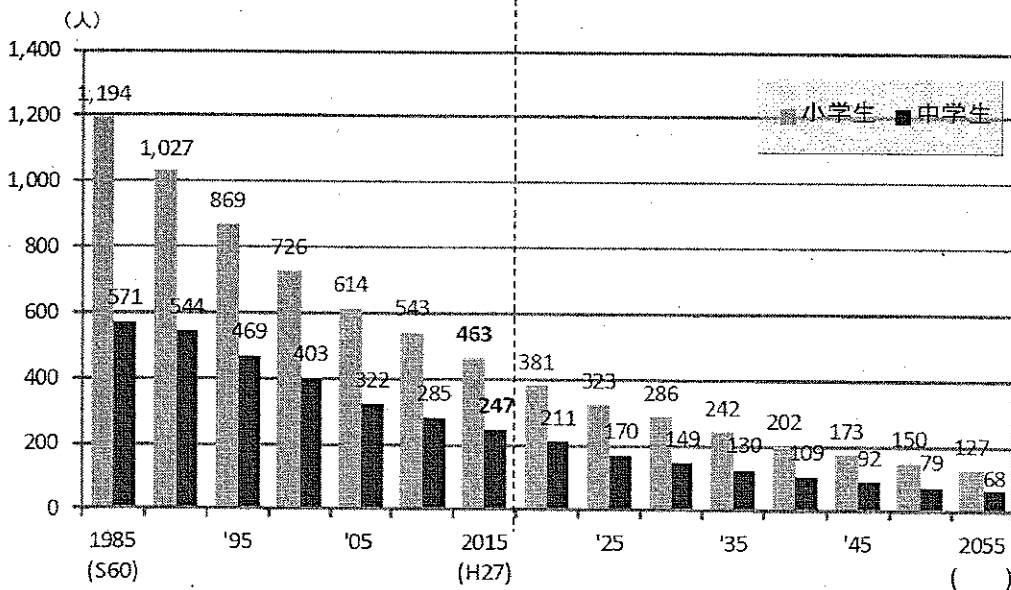
図9 シナリオ1 最近の傾向(※)が続いた場合の人口推移 柿崎区 ~2055

※ 年齢別人口増減(図6)の2005~15年における割合が今後も続くものとして推計

● 年齢3区分別 (1985実績 - 2055推計)



● 小・中学生人口 ※ (1985実績 - 2055推計)



備考) ※は5歳階級別人口を基にした概算値であり、実際の小・中学生の数とは若干のずれがある。
資料) 総務省「国勢調査」及びコーホート変化率法による推計値をもとに作成

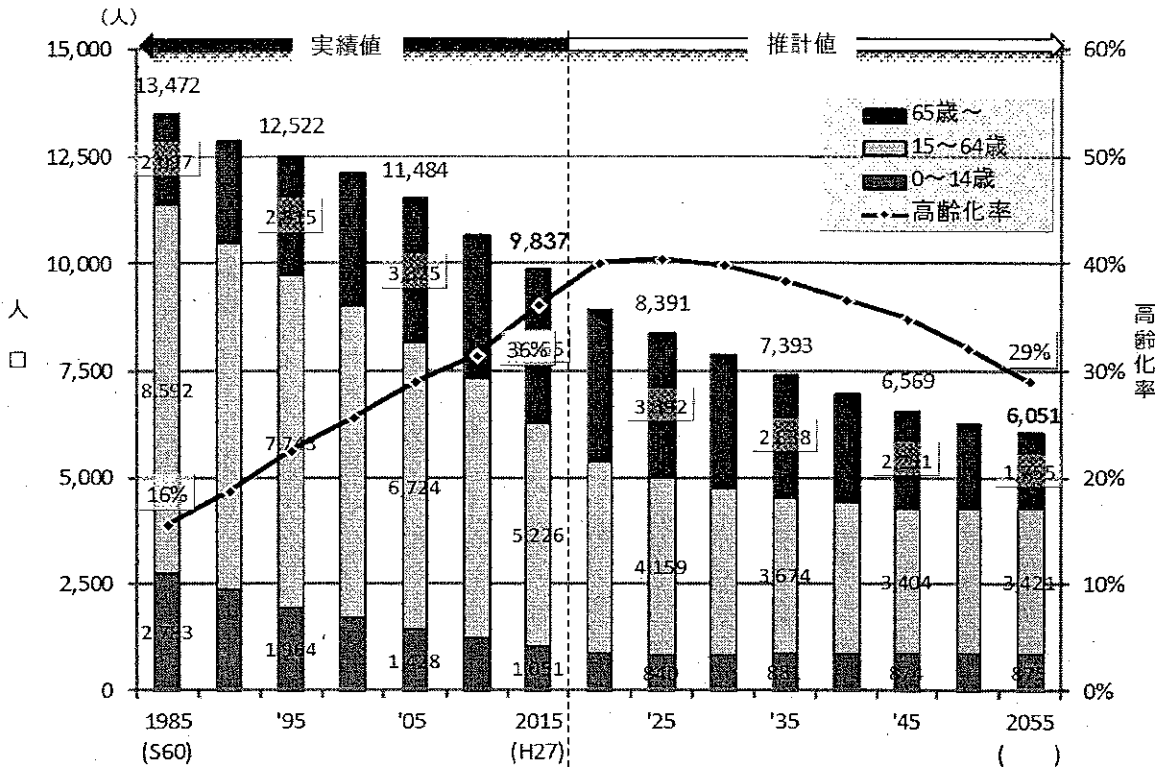
図10 シナリオ2 持続可能な定住促進(※)が実現した場合の人口推移 柿崎区 ~2055

※ 子どもの数の減少傾向が止まり、将来的には総人口や世代間の人口バランスが安定する状態を目標に設定。2020年以降、その達成に向けて以下の動きが実現した場合を想定して推計。

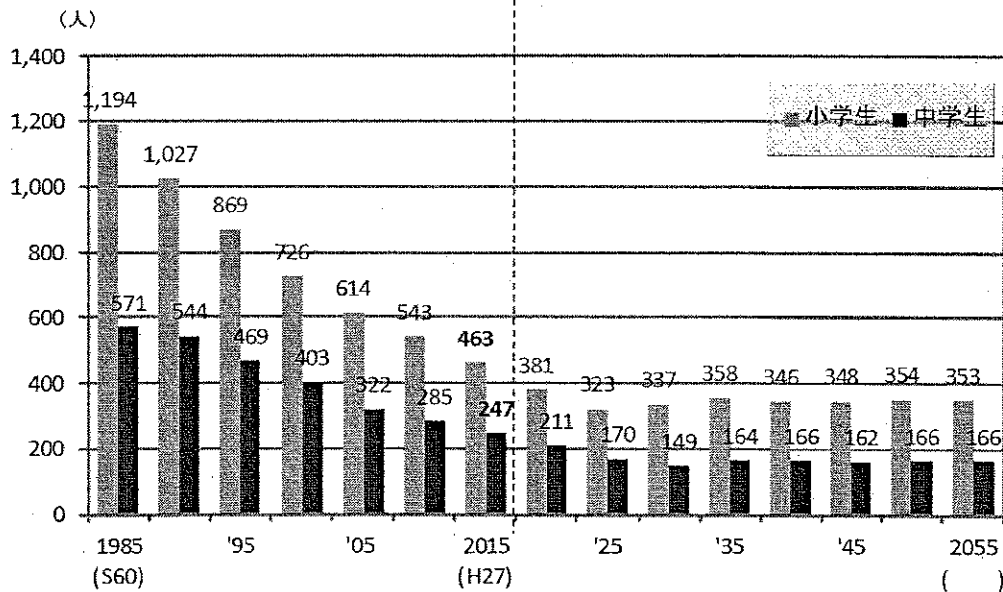
シナリオ1に比べて・・・

- 毎年さらに12組の〔30代前半夫婦と4歳以下の子ども〕が転入 =36(人)
- 毎年さらに12組の〔20代前半夫婦〕が転入 =24(人)

● 年齢3区分別 (1985実績 - 2055推計)



● 小・中学生人口 ※ (1985実績 - 2055推計)



備考) ※は5歳階級別人口を基にした概算値であり、実際の小・中学生の数とは若干のずれがある。

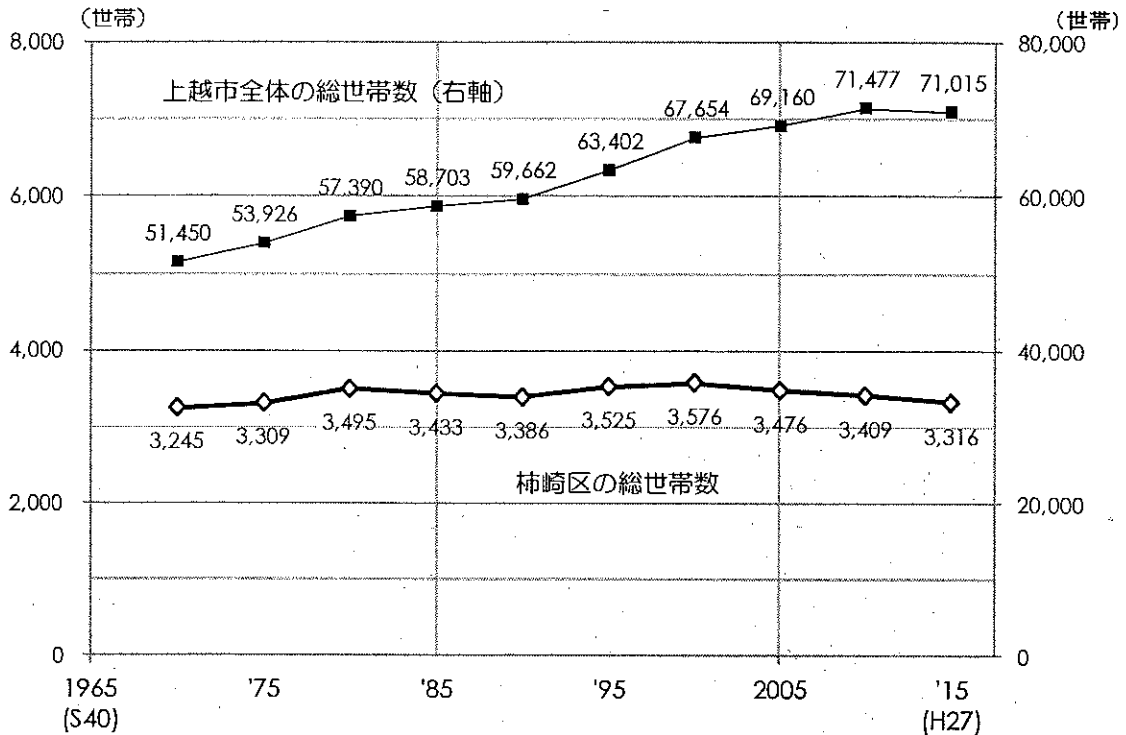
資料) 総務省「国勢調査」及びコーホート変化率法による推計値をもとに作成

4 世帯数

● 区の世帯数はどのように変化してきたか？ 上越市全体と比較してどうか？

図11 総世帯数の推移

柿崎区・上越市 1970~2015

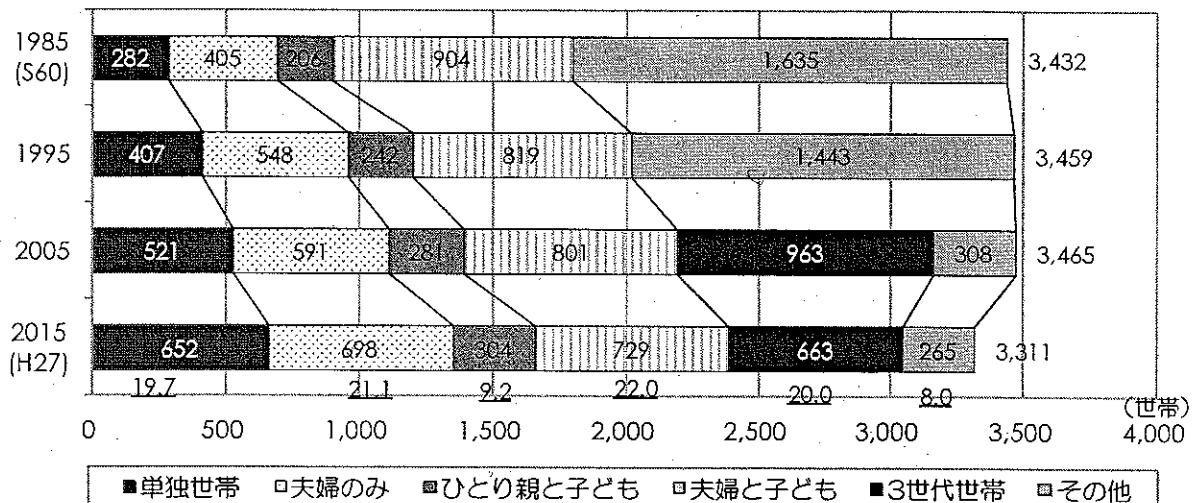


資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

● 区の世帯構成はどのように変化してきたか？ 他の区と比較してどうか？

図12 世帯構成の推移

柿崎区 1985~2015



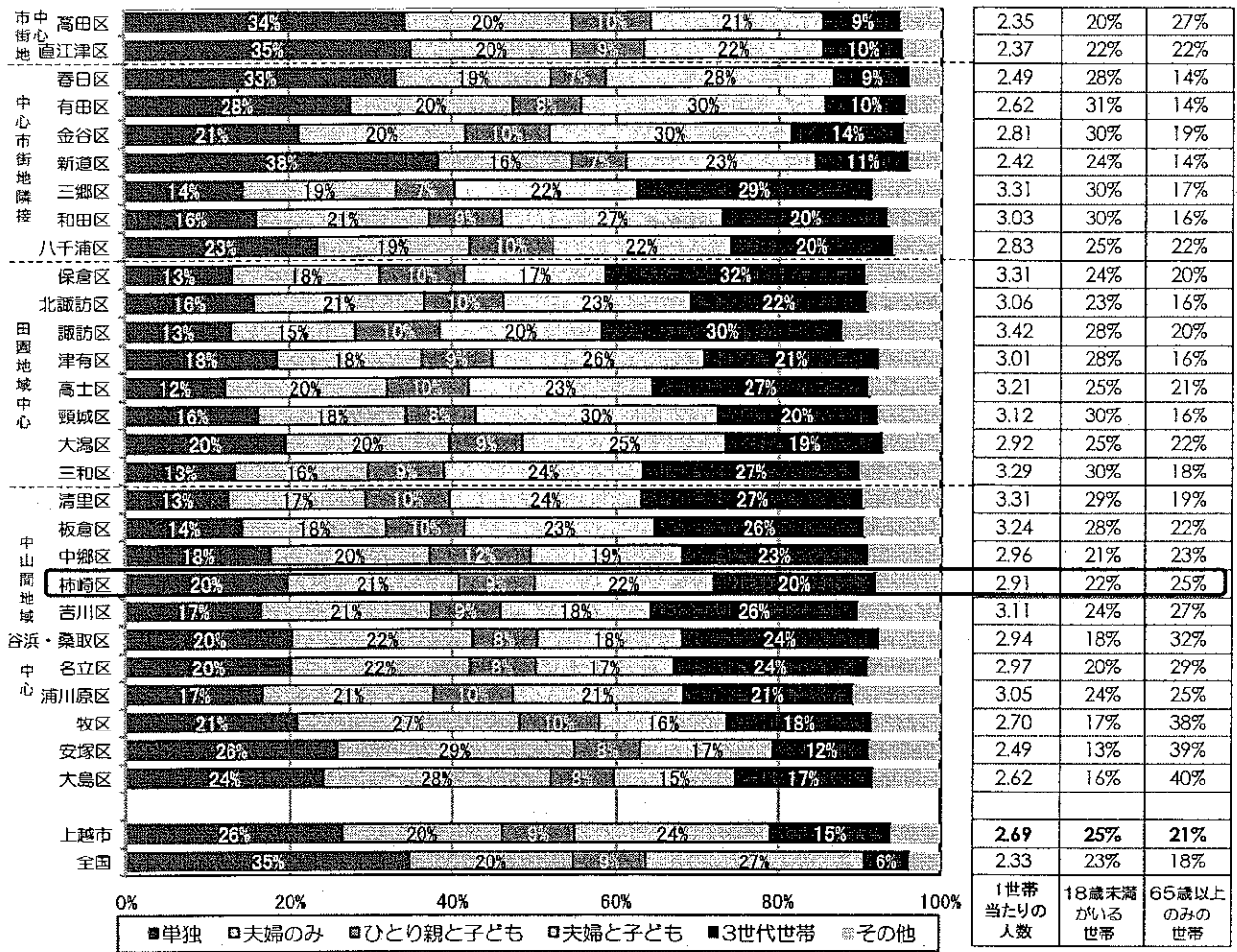
備考) 施設等の世帯(寮・病院・社会福祉施設など)を除く「一般世帯数」であり、合計値は「総世帯数」よりも若干少ない。1985, 1995年の3世代世帯は、「その他」に含まれる。
集計方法の制約上、数世帯程度の誤差が生じる場合もある(小地域集計の秘匿計算によるもの)。
2015年の棒グラフ下の数値は、全体に占める割合(%)を示す。

資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

図13 世帯構成の比較

市内28区

2015



備考) 施設等の世帯(寮・病院・社会福祉施設など)を除く「一般世帯数」の内訳を示した。
資料) 総務省「平成27年国勢調査」をもとに作成



上交第 33212 号
令和元年 10 月 3 日

柿崎区地域協議会
会長 小出 優子 様

上越市長 村 山 秀 幸
(企画政策部交通政策課)

柿崎区内における公共交通の在り方に関する意見書について (回答)

令和元年 8 月 20 日付で提出のあった柿崎区内における公共交通の在り方に関する意見書について、下記のとおり回答します。

記

市では、現在、令和 2 年度から 9 年度までを計画期間とする次期総合公共交通計画の策定を進めています。次期計画では、市民の移動手段の確保と持続可能性の確保を基本方針として掲げ、利便性の向上を図るとともに、バスを廃止する地域やバスを運行していない地域では、住民の互助や共助を含めた移動手段を確保し、民間の事業者が行う移動サービスも含めた交通ネットワークを構築したいと考えております。

貴会から提案のありました乗合タクシーを導入する場合、乗合タクシーを利用するという十分な需要が確実に見込まれることが運行の条件となります。

現在、下黒川地区には、路線バス上直海線が運行されていますが、平成 30 年度の利用者は 4 人（延べ 9 人）で、次期計画では路線バスから互助・共助による運行への転換等を検討しているところでもあります。また、昨年実施しました同地区の町内会長や免許返納者からの聞き取り調査では、バスの運行方法に対する要望等はありませんでしたが、バスを利用するという回答はごく僅かでありました。

一方、七ヶ地区で行った聞き取り調査では、将来の移動手段について不安の声があるものの、現段階では運転免許を有しているため、日常生活において移動に困っているとの意見がなかったところでもあります。また、本年 9 月に再度、町内会長に確認したところ、昨年と同様の意見のほか、互助・共助の取組に対して高い関心が寄せられたところでもあります。

このように、現行の路線バスの利用者が非常に少なく、市が行った聞き取り調査からも現段階で十分な需要を確認することができませんでしたが、将来的に移動手段の確保に不安を感じることにについては市としても認識しております。このため、引き続き、両地区の住民と議論を重ね、互助・共助を含め、当該地域にどのような交通手段が最適なのか、検討していきたいと考えております。

住民の「互助」・「共助」の取組への支援について

1 概要

- バスを廃止する地域やバスがない地域においては、右のような多様なサービスを組み合わせて住民の移動手段を確保する。
- このうち、住民の有志の団体等が車両や運転手を手配し、定期的に輸送を行う「互助」の取組に対しては、運行に要する経費の補助を行う。
- 一方、「互助」には至らないものの、「近所の助け合い」のような、運行日や便数が不定期であり、組織化を必要としない簡素な「共助」の取組に対しても支援を行い、地域の移動手段を補完する。
- 今後、特にバス路線の廃止を予定する地域における説明会や意見交換を行う際には、右に例示する各種サービスを将来の移動手段の選択肢として住民に提示し、「互助」や「共助」の取組の意向がある場合は、実証実験の実施を含め、具体的な運用方法や実施体制の構築等について住民と具体的に議論していく。

(バスを廃止する地域・バスがない地域の移動手段(例))

類型	具体例	市の支援(案)
商店や診療所による輸送サービス	・買物バス ・通院バス	・住民と運行主体間の調整(運行内容の提案や運行時間の周知等)
福祉サービス	・福祉バス、地域バス ・福祉有償運送	・運用の改善(利用者の拡大等) ・福祉有償運送の登録手続の支援
互助による輸送	・交通空白地有償運送	・運行経費の補助
タクシー	・タクシー	・外出支援事業(運賃助成)
共助による輸送	・近所の助け合い	・仲介の仕組みの構築

2 「互助」・「共助」の取組と市の支援

	互助による輸送	共助による輸送	
		移動困難者と運転手の仲介	まちづくり団体による通院・買物バスの運行
概要	地域の団体が運転手や車両を調達して住民を輸送し、市が運行経費を補助	管理者(例:市、町内会等、社協)が、移動困難者と住民ドライバーを仲介	まちづくり団体(地域自治会単位で活動する24団体)が通院・買物バスを運行し、市が運行経費を補助
対象地域	バスを廃止する地域、バスがない地域で、ハイヤー協会との事前協議、地域の合意形成を経た地域 一定の利用見込みがある地域(1.0人/便)		まちづくり団体のある地域自治会(現在24区)
運行主体	旧小学校区単位の地域の団体等	—	まちづくり団体
利用者	対象地域の住民	対象地域の住民	対象地域の住民
運転者	対象地域の住民	登録ドライバー(対象地域の住民のほか、域外住民も可)	まちづくり団体の職員、対象地域の住民等
運行区間	対象地域から乗継拠点まで	対象地域から最寄りの目的地(同一、近隣の区を想定)まで ※ハイヤー協会との事前協議が必要	
運行頻度	・廃止されたバスの運行等を踏まえて設定 ・一定の定期運行が前提	・仲介が成立した場合に運行	・不定期、少ない頻度の取組 ※定期的な運行は互助の取組として整理
車両	運行団体の自家用車	運転者の自家用車	まちづくり団体の自家用車
運行形態・利用方法	運行団体が車両や運転手を手配して運行 ① 地域の団体が、 <u>一般乗合旅客自動車運送事業者(バス・タクシー事業者)</u> に委託して行う乗合輸送 ② <u>交通空白地有償運送</u> (県に登録し、自家用自動車による輸送を有料で実施) ③ 一定の要件*を満たすボランティア輸送(無償又は実費の範囲で利用者が料金を負担) ※ハイヤー協会との事前調整、一定水準の保険加入、地域の合意形成(13区住民組織等)等	利用者は管理者に予約し、管理者は運転者を仲介して割り当て 	まちづくり団体が運行日時や行先を決定、車両や運転手を手配し、利用者はこれに参加
料金	①・②:有償、③:無償(実費負担を含む)	無償(実費負担を含む)	原則無償
市の支援	運行主体に対して、運行経費の一部補助を行う(③については、人件費は含まない)	仲介 ※地域との話し合いを踏まえ、受付業務等の補助を検討	運行経費について、運行主体に対して一定の補助を行う(人件費は含まない)
その他	・任意保険は運行団体が加入 ・補助に当たっては、一定の収支率(ボランティア輸送の場合は1便当たり1.0人の利用)の維持が見込まれることを基本とする。	・任意保険は運転者が個人で加入しているものを適用 ・運行者の参加のインセンティブとして、温浴施設の入浴券や地域で使える買物券に引換可能なポイント等の付与を検討	・H30は7区のまちづくり団体が買物支援事業を実施